

神戸市看護大学将来ビジョン策定支援業務委託
企画提案募集実施要領

1. 募集事項

(1) 募集件名

神戸市看護大学将来ビジョン策定支援業務

(2) 目的

神戸市看護大学の公立大学法人化にあわせ、地域医療における高等教育・研究ニーズや人材ニーズの把握を行うとともに、ニーズに基づき、神戸市との政策連携も踏まえた新たな公立大学法人及び大学の将来ビジョンを策定する。

(3) 委託内容

神戸市看護大学における新たな公立大学法人及び大学の将来ビジョン策定に対する支援業務を委託する。

- ①将来ビジョン策定におけるプロジェクトの推進支援
- ②将来ビジョン検討のフレームワークの提示
- ③他校事例等のベストプラクティスの情報提供
- ④検討に関わる各種情報や実態データ等の調査、提供
- ⑤新学部・学科の検討・検証に必要な調査（調査設計・分析・評価）、提供
- ⑥客観的・中立的な提言・示唆
- ⑦その他将来ビジョン策定に関し必要な支援

※将来ビジョン策定に関しては別紙「本学の将来ビジョンについて（案）」を参考とすること。

(4) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

但し、平成 30 年 7 月までに上記（3）④⑤に係る調査報告及び①②③⑥に係る成果物を神戸市に提出すること。

(5) 契約額

企画提案により提出した見積額による。

但し、契約額上限は、10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（年度毎の内訳 平成 29 年度 4,000,000 円 平成 30 年度 6,000,000 円）

(6) 履行場所

神戸市看護大学

(7) 業務スケジュールの提出

委託業務実施前に神戸市に業務スケジュール案を提出すること。

2. 契約について

(1) 契約方法

本実施要領に基づき選定した契約候補者と契約締結の協議を行い、委託内容を決定して契約を締結する。なお、協議において提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更は可とする。

契約候補者が辞退又は本実施要領の規定に違反等を理由に協議が不調の場合は、選定審査会で順位付けられた上位の順に契約締結の協議を行うものとする。

(2) 契約金額

1. (5) に定める額とする。但し、2. (1) に基づき業務内容の変更を行った場合、1. (5) に定める契約上限額の範囲内で契約額を確定させるものとする。

(3) その他

委託契約の締結は、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

3. 応募資格について

本企画提案募集に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 公立大学の将来ビジョン又はそれに類する計画等の策定支援に実績を有し、かつ、大学専門のコンサルタント部署・研究員を設置していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 実施の公表を開始した日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体に該当しないこと。

(5) 代表者や役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続中である団体でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。

(8) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））又は地方税を、滞納又は未申告である団体でないこと。

(9) 都道府県・政令指定都市・中核市又は特例市のいずれかが発注した同種業務を受託した実績を有する者、もしくはこれと同等の能力を有する者と認める者。

(10) 本要領の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で企画提案に参加できること。

(11) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支障なく本業務を遂行できること。

4. スケジュール

実施公表

平成 30 年 2 月 26 日頃

質問書の受付	平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時まで
質問への回答	平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 5 時まで
企画提案書等提出期限	平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション・選定委員会の開催	平成 30 年 3 月中旬開催予定
選定結果の通知	平成 30 年 3 月中下旬頃
業務委託契約の締結	平成 30 年 3 月下旬頃

5. 質問及び回答

募集要領、企画提案書作成等に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書（様式第 1 号）により提出すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法及び提出先

下記、神戸市保健福祉局健康部地域医療課の電子メールアドレス宛に、電子メールにて提出すること。また、質問書を送信した場合は、問い合わせ先へ電話によりその旨を連絡すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(4) 質問の提出先・問い合わせ先

神戸市保健福祉局健康部地域医療課法人化準備担当

【メールアドレス】 komet@office.city.kobe.lg.jp

(5) 回答の公表

質問に対する回答は、平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 5 時までに質問をした事業者に対し回答するとともに、神戸市ホームページ上に掲載する。

6. 企画提案書について

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式） 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

②見積書(任意様式) 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

③法人等の概要（様式第 2 号） 1 部

※パンフレット等、会社の概要、公立大学の将来ビジョン又はそれに類する計画等の策定支援に実績や大学専門のコンサルタント部署・研究員が設置されていることが分かるものを添付すること。

④誓約書（様式第 3 号） 1 部

⑤法人登記簿謄本 1 部

⑥納税証明書（国税及び地方税） 1 部

⑦法人印鑑登録証明書 1 部

(2) 企画提案書作成要領

①企画提案書の用紙サイズは A4 とすること。

- ②提案書（副本）には、表紙や目次のほか、正本として社名入りの表紙をつけたものを一部提出すること。
 - ③仕様書に示す神戸市の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。
 - ④各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、神戸市の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、その相違点が明確に分かるよう記載すること。
 - ⑤企画提案書の説明は、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
 - ⑥仕様書に示す神戸市の要求事項に対し、提案評価基準表に示す各項目の記載内容に基づいて提案書に記載すること。
- (3) 見積書作成要領
見積額は本実施要領 1. (3) の⑤の業務とそれ以外の業務に分けて記載すること。
- (4) 提出方法及び提出先
- ①持参による提出の場合
 - ア 提出日時
実施公表日から平成 30 年 3 月 9 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）事前に担当課に連絡のうえ持参すること。
 - イ 提出先
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 - 1
神戸市役所 1 号館 6 階
神戸市保健福祉局健康部地域医療課（電話：078-322-5246）
（事前に上記担当へ電話連絡すること）
 - ②郵送・宅配による提出の場合
 - ア 提出日時
平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 5 時必着。事前に担当課まで連絡のうえ、送付記録が残る方法（書留郵便等）にて期限までに必着のこと。
 - イ 提出場所 6. (4) ①イに同じ
- (5) 神戸市からの質問
提出された企画提案書等について、神戸市において不明な点や確認したい点などがある場合、必要に応じて神戸市より提案者に対して質問書を送付するので、回答すること。

7. 選定方法について

(1) 選定方法

本企画提案募集は、プレゼンテーション実施後、神戸市職員等で構成する受託

者選定審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を行い、評価点が最も高いものを委託候補者として選定する。

なお、評価点の高いものが複数となった場合は、見積書記載の金額が低いものを選定する。

(2) 選考項目

「提案評価基準表」は別紙1のとおり

(3) 審査結果の通知・公表

審査の結果（総合評価の点数、順位等）については、審査終了後、平成30年3月中下旬、参加者全員に対し、電子メールにより通知する。

9. その他留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返還しない。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 企画提案書の著作権は、参加事業者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、すべて参加事業者が負うものとする。

(4) 参加事業者が提出する書類は、神戸市情報公開条例上非公開の取扱になるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。

(5) 事業の実施にあたっては、神戸市職員と協議して進めていくものとする。

10. 問合せ・担当事務局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市保健福祉局健康部地域医療課（神戸市役所1号館6階）

電話：078-322-5246 FAX：078-322-6054

メールアドレス：komet@office.city.kobe.lg.jp

（月曜日から水曜日は、神戸市看護大学事務局法人化準備担当

（電話：078-794-8080）にお問い合わせください。）

以上